

令和4年3月定例会

総務建設委員会記録

令和4年3月3日(木)
午前11時25分
全員協議会室

付託案件 議案第18号 建設工事等委託に関する協定の締結について(追認)
議案第19号 工事請負契約について
議案第20号 工事請負契約の変更について

出席者

委員	上山寿示委員長 浜口元司委員 生駒三雄委員 岡田行弘委員	小西敬民副委員長 福永広次委員 堀川 明委員
----	---------------------------------------	------------------------------

中谷桂三議長

経営管理部	嶋田博之部長 山本芳規経営企画課長 御前一晃総務課長 田中裕一管財係長	大松満至理事 上田敏寛防災安全課長 上田サユリ防災安全係長 上村泰広総務係長
-------	--	---

経済建設部	河野孝司部長 中尾一之産業振興課長 脇村哲弘建設課長 中尾幸平計画整備係長	鈴木順一理事 大浦秀和有田みかん課長 泉 泰朗都市計画課長 嘉藤峰征公共建築係長
-------	--	---

消防本部 嶋田富司消防長

出納室 森川直子会計管理者

議会事務局	田中 聡局長 大谷真也書記	福永康一次長
-------	------------------	--------

開 会

○上山委員長：おはようございます。これより総務建設委員会を開催いたします。

議案第18号 建設工事等委託に関する協定の締結について（追認）

（泉都市整備課長 説明）

- 上山委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。ご質疑ありませんか。
- 浜口委員：日本下水道事業団とは半民半官であるのか、完全な100パーセントの官であるのか、それとも事業内容はもう既に民になっているのか。その点、後学のために教えていただきたい。私の考え方では、もう民に近いのではないかというように思うのですが、その点行政側としてどのように認識しているのですか。何か葵の御紋のように、日本下水道事業団と言えば、何でもありというような考え方をしているのですか。その点を一度聞かせて下さい。
- 泉都市計画課長：日本下水道事業団は地方公共団体の100パーセントの出資により、設立された地方共同法人で公的な法人となっています。そちらに経験豊かな職員であるとか、県または国又は市町村の職員もそこに出向して、勤務をされているというところがございますので、ほとんど官に近く、職員についてはみなし公務員に準ずる事業団でございます。
- 浜口委員：これははっきり言って天下り団体のようなものです。そういう気持ちで対応しているのか、お上に近いからという考え方をしているのか、その点を訊きたかったのです。私は契約金額のことを言っているのではありません。考え方を言っているのです。下水については下水道事業団があり、また農業関係もあるという中で、考え方だけはしっかりしておいていただかないと、外はそういったみなしということであるが、中身はもうはっきり言ってぐちゃぐちゃのように思います。そういったところもよく認識しておいた上での、事業団との契約だという認識を持っていただかないと、向こうが言ったら、2歩も3歩も下がったような形で、有田市の職員が対応するというのではなく、この事業は有田市の事業であるから、その点だけ、しかっとした考え方だけ持っていただきたいということをこの場で言うておきたいと思います。
- 泉都市計画課長：承知しました。
- 上山委員長：他にご質疑ありませんか。
- 生駒委員：この問題は市長からも色々と、関係者の方からも色々と議会に対して謝罪のあった案件であります。このような事が少し目に付くように思うので、今後このような事の無いようにしていただかないと、私たち議会としても、少し舐められているのかという思いもあるように思います。その辺りを厳重に、これからやっていただきたいと思います。
- 泉都市計画課長：今後この経験も生かしながら、業務にあたっていきたいと思います。
- 岡田委員：今言われたように担当者が代わっても、違う人になってもこのようなミスの無いように、追認にならないように対策をとっていただいていると思いますが、よろしく願いしておきます。
- 上山委員長：他にご質疑ありませんか。
- 生駒委員：これは今後のこととして、委員長報告の中に入れておいていただく方がい

いと思います。

- 上山委員長：委員からの意見を聴いて、当局として今回のことに対して、今後無くしていくための取り組みと決意をお聞かせください。
- 嶋田部長：今回の追認の案件もそうですし、後ほどの契約の変更のことでもありますとか、先程の予算決算委員会の中でもご指摘いただいたこともあります。いろんな形で市当局の方に緊張感が足りないのではないかというふうなご指摘だというように思っております。これをしっかり重く受け止めまして、この件に関しては、まず事務処理の改善ということで、このような漏れの少ないような形でのようにやっていくかということで、議会の議決案件についてのリストをあらかじめ作っておくことや、起案の伺書の中に議会の議決がいるか要らないかのチェック欄を設けるとか、それから勿論、職員が知識を正しく持つておくということで研修も来週予定しております。これは全職員に広げるという意味で、今はこのような時代ですので、全職員にはイーラーニングという形で研修をしようとして計画しているところであります。そういったことで職員も気を引き締めてやっていきたいと思っております。このことについては、2月15日に全体朝礼を行いまして、市長の方からも業務をしっかり緊張感を持ってやるようにということでの訓示もいただいているところであります。
- 上山委員長：今後はこのようなことの無いようによろしく願いしておきます。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第19号 工事請負契約について
(御前総務課長 説明)

- 上山委員長：説明は終わりました。次に質疑を認めます。ご質疑ありませんか。
- 浜口委員：屋根付き多目的広場ということで9億2,200万円何某の金額で落札した。そのことで2点ほど訊きたいのですが、この全体事業費というのは以前、二十何某かという金額を聞いたような気がするのですが、全体では幾らになっていますか。この新公園の全体金額ですが。
- 泉都市計画課長：全体の事業費としては、27億6,000万円と以前からお示しをさせていただいているところでございます。工事費については、その内の24億円を予定しております。
- 浜口委員：この9億2,000万円を入れてですか。
- 泉都市計画課長：その通りでございます。
- 浜口委員：そうすれば残りは幾らになるのですか。
- 泉都市計画課長：残り15億円程度となると思います。
- 浜口委員：わかりました。今回のこの契約をすれば、残りが15億円位ということですね。それでもう1点訊きたいのですが、応札が2社ということでもあります。これは入札する業者数というのが、どれだけの業者がこの入札に参加する資格が

あったのですか。

- 御前総務課長：条件付きの一般競争入札となりますので、指名の方は行っておりません。単体で言いますと市内で2社が参加可能です。あと共同企業体としては、市内の一等級等とJVとして組んでいただくという形になりますので、その場合は数が何社かというところでは、たくさん入ることができるような応札の仕組みとさせていただいております。
- 浜口委員：ややこしい説明ですが、条件付きということですね。条件付きであって、市内で2社が単独で入札できるということですね。それ以外の業者の場合は、市外業者と特定JVを組まなくてはならないということですね。その市内の人で、どの業者でも市外の業者と、一定条件をクリアしている市外の業者とJVを組んで入札できる方法であるのですか。それとも有田市の中で、特定とかというような許可のクリアをしている者しか、市外業者とのJVを組めないのですか。その辺りを端的に教えて下さい。
- 御前総務課長：市内業者につきましても、その特定の許可を持った者というふうな形が、JVの市内業者の要件としております。
- 浜口委員：そうすれば特定を取っているのは、市内で10社ぐらいしかないのではないのですか。
- 嶋田部長：特定建設業の許可を取っているのは、市内で18社でございます。単体の場合は市内業者で経審点が1,000点以上で特定許可。市内本店ということでこれは2社。共同企業体の場合は構成員として市内業者が入れるのは、今申し上げた特定建設業の許可を持っているところ18社。市内同士でのJVでもいいですし、市外と組んでもいいという形になっております。共同企業体の場合の市外の業者についての要件としては、経審点1,000点以上の特定を持っているところということと、過去の10年間の官公庁発注の実績として9億円以上または延床面積2,400平方メートル以上の新築工事の実績があるところという、そういう条件を付けているということであります。
- 浜口委員：皆さん方とすれば、入札業者が決まってしまうとそれでもいいということですが、有田市の18社の方が市外の1,000点以上のところとJVを組めば、入札に参加できるということですね。いわゆる単独でいけば2社しかないということですよ。それだけの業者が、はっきり言えば18社プラス2社で20社あるわけです。それにもかかわらず2社しか入札に応じていません。これはもう落札しているのだから、これをどうのこうのとは言っていません。なぜ参加してこないのか。市内業者においては仕事が無い、仕事が無いと言っています。当たるか当たらないかはわかりません。しかしこれを見ると、どうしたのかと思うのが普通です。その点皆さん方は、入札を執行した方はこれをどういうように捉えているのですか。私はおかしいなと思っております。仕事が無いと言っているのに、入札できるのに2社しか参加していないのは、何か原因があったのですか。
- 御前総務課長：こちらの方につきましては、建設の工事となっております。以前より庁舎の長寿化工事につきましても、中々応札がいただけないというふうなと

ころもありました。以前に庁舎の長寿命化の工事を発注したときに、なぜ応札してくれなかったのかということで、市内業者に問い合わせをさせていただきました。建設での登録はしているのですが、許可申請はしているのですが、応札の届けはしているのですが、実際には建設はしていないというふうな回答もいただいたりもしております。ですから出来る範囲で、先程部長の方からも申し上げましたが、18社というふうなところで、今回も市内業者のJV相手としては多く、より多くし、JVを組んだら、単独での建設の工事は、中々自分のところではやっていないという業者も入っていただけるということで、そういうふうな入札条件を設定して、行っておるところです。登録していただいている業者の中でも建設の工事は余り行っていないということが、以前の長寿命化工事の時、問い合わせた時の回答にありました。

○浜口委員：御前君、あなた方の考え方と私が直に聞いた話ではかなりギャップがあります。応札しないということは、そのようなことではありません。やはり原因があるのです。そういうところも良く加味して考えないと、いわゆる建築は不得手だということで、応札しなかったというような言い方をされていますが、そのようなこと今の建設業者の流れからいくと、元請けあり、下請けあり、孫請けありという中で、自分が直接しなくても、直接やる業者というのは仕事さえとればあるわけです。これが今の建設業界のあり方です。名前だけで実際にやっているのは、孫請けやひ孫請けがやっていることが多いのです。その中でもう一回、しっかりと原因がどこにあるのか、例えば有田市の18社の方が、建築工事について、屋根付きということであるので、少し不得手だということがあったとしても、市外の建築の専門業者とJVを組めば、入札できるのですからどうにでもなります。もっとやっぱり有田市の入札に花が咲くように、多くの建設業者が参加できるように、他所であればこのようなことはありません。もっとあります。隣の有田川町もそう、湯浅も広川もそう、もっとあります。どうも有田市の仕事は1社だけ、金額は1社だけだから競争原理が働いていません。だから再入札。また1社しかない、再入札。何かもたもたと発注するのにまごついていきます。ここの長寿命化もそう、実際にそうでした。何かもう一つ発注について、原因は何だろうか。私がなぜ言うのかということと建設業者は待っているのです。ここ何年か前から建設業者の人が、雨の日に市役所へ行こうかという姿を最近見たことがありません。建設業者と市の間、発注先と受注先との関係というのは、もう薄っぺらになってしまったような気がします。もっと建設業者の方と発注側との間で、心の通ったようなところがあってしかるべきだと思います。昨年も無かったからいいですが、紀文まつりの花火の寄付に回った時に、建設業者の人達からそのような寄付はできるかというような声が多く聞かれました。普通はそうではないと思います。何かもう一つじっくり行っていないように思います。私はほぼ原因はわかっています。しかし、皆さん方に言ってしまったら、聞くだけで終わってしまうので、どこに原因があるのかということを一回考えてみて下さい。

○小西委員：今言われたとおり建設土木全体として、公共施設が受け持つそういう工事

高というのは、比率はこういう時代ですから高まってきておるといふふうに思います。設定額と入札額の差というのは、プロが見てそういう形になると思いますが、入札額が低すぎるというのも一つの要因ではないだろうか。百入れて七十でも落ちると決まっていれば、自動的に競り合っただろうかということには、なかなかかなりにくいのではないかといふふうに思います。ですから評価する、どのように評価するのか、最低で落ちたらそれが絶対評価ということではなく、社会性を持った入札制度といいますか、当然市民の立場から言えば、公平な公定価格というものが必要であります。少し有田市の現状から言えば、厳しいのではないだろうか。何回も何回も最低価格を下回ってくるというようなことは、建設業者の反乱だと見てもいいのかといふふうに思います。待っているといふのはその企業の資金力の問題もあります。ですから公平、公正なそういう金額を持っていってあげると、そこに4件も5件もやってくるというような状況も加味しながら考えてくれたら良いのではといふふうに思います。

- 上山委員長**：今の件で色々と入札制度を変えていってくれていると思うのですが、現実には中々地元の実になっていないというのが現状であるので、その辺りも今後加味しながら色々と改善を考えていただけたらと思います。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第20号 工事請負契約の変更について
(御前総務課長 説明)

- 上山委員長**：説明は終わりました。次に質疑を認めます。ご質疑ありませんか。
- 福永委員**：先程の予算決算委員会でも出ていました。これは5億幾らのことだと思いますが、その辺りの足し引きについて説明して下さい。最終的に5,000万円を追加して、減額したのが1億4,000万円かな、その辺りを少し説明して下さい。
- 上田防災安全課長**：補正予算とも関連いたしますが、当該工事につきましての予算の変遷といいますか、経過につきましてご説明申し上げます。まずは概略から説明をさせていただきます。本工事は令和3年3月に議決をいただきました。全体工事費3億5,843万5,000円で契約してございます。その内、令和3年度分が3億2,718万7,300円でございます。これと今回、議案第20号で増額をお願いしている分が5,443万1,300円でございますので、令和3年度分の最終的な契約額は3億8,161万8,600円になります。ここまでよろしいでしょうか。令和3年度の当初予算として5億2,528万7,000円の予算措置をさせていただいてございます。先程申しました変更後のこの当初予算5億2,528万7,000円から、変更後の契約額となります令和3年度分3億8,161万8,600円を引きますと、請負差の不用額というのが1億4,366万8,400円となるところでございますので、先程ご承認をいただきました補正におきまして、1億4,366万8,000円を不用額とし

て減額させていただいたというところが金額の経過でございます。

- 福永委員：この3億8千幾らというより、4億1,200万何某が変更したものではないのですか。
- 上田防災安全課長：今ご指摘のとおりでございます。今回この契約事項については令和2年、令和3年度の債務負担行為、2か年として工事契約をさせていただいてございます。4億1,286万6,300円のうち令和2年度分といたしまして3,124万7,700円が含まれてございます。
- 上山委員長：簡単にわかりやすくお願いします。
- 上田防災安全課長：今回ご承認をお願いします。4億1,286万6,300円のうち、令和2年度分が3,124万7,700円含まれてございます。したがって最終的に令和3年度分の契約額は3億8,161万8,600円となる見込みでございます。それで令和3年度分の予算として持っているのが、5億2,528万7,000円でございますので、その当初予算分から変更契約額の分を引きますと、1億4,366万8,400円が請負差額として出ます。その分を先程ご承認いただきました補正予算の中で、減額をさせていただいたというところでございます。今回議案第20号として上げさせていただいているのは、令和2年度と令和3年度を含めた債務負担行為の変更契約額になりますので、令和2年度分につきましては予算措置が終ってございますので、今回は3年度分だけを先程補正予算の第10号の方で減額させていただいたというところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。
- 福永委員：あらましがわかってきました。3千何某が2年度でもう執行しているのですね。
- 上田防災安全課長：2年度分の3,124万7,700円については、額を確定させてございますので、それについては昨年の3月議会で繰り越しをご承認いただいているところで、額を確定してございます。
- 上山委員長：他に、ご質疑ありませんか。
- 岡田委員：要は今回5,443万何某を追加ということで、その内容というのは先程説明のあった追加工事が必要だということだったのですよね。追加工事が必要だとわかったタイミングというのは、やってから不具合が出てきて修正しなければならないとか、そのタイミングはどうだったのですか。
- 上田防災安全課長：当初私ども昨年議案としてご承認をいただいたとき、現状やっています各地区の集会所からの地区放送と防災行政無線は現在連動していますが、切って防災行政無線は防災行政無線で運用ということを考えてございました。ただ、施工という中で各地区に入りますと、やはり地区の集会所、避難所となっています集会所等から一斉に放送したいという要望を受けました。その中において、地区放送と防災行政無線との連動という要望が、やはり沢山上がってきてございましたので、これについて対応する中で、当初の設計書の中でみていなかった無線LANを使った放送で、地区の集会所から各地区の2か所以上あるところのスピーカーを鳴らすような設備を付けるということ、今年度の工事の期間内で考えたところでございます。当初計画では連動というのは考えていなかったというところでございます。

- 岡田委員：デジタル化してみると、地域の放送と少し不具合が生じたということで、追加工事ということだと思っておりますが、事前にそのことがわかっていたら、もう少し安く上げられたということはあるのですか。
- 上田防災安全課長：今回先程の予算決算委員会の中でも説明させていただきましたが、施工監理業者もあって、そこで積算をさせて、それに請負率7割というのをかけてございます。ご指摘のあった安くなっていたのかということは、私の中では判断が出来ませんが、手続きとしては監理業者が査定したものについて請負率をかけさせていただいたという中であるので、前に出ていても今回増額になるのではないかと考えてございます。
- 岡田委員：わかりました。とりあえずこの5千万円を追加することによって、今使っている地域の放送もスムーズにいくということであるので、了解しました。
- 上山委員長：他に、ご質疑ありませんか。
- 生駒委員：先程の予算決算委員会の中、そして他の委員への説明の中で、追加の理由はよくわかりました。ただ事前に調査をして、そして設計に組み込んでいませんでした。話は少しそれますが、私たち議会も、市民から議員は何もしていないから報酬を下げたらどうかとか、政務活動費を付けるのはどうかと言われております。その辺りのことを考えてみれば、このような追加工事ですが、この数字だけ見ていると多いように思います。少しの予算を計上するにもよくよく考え、中々簡単にいかない中で、5千万円とか、それ幾らとか、理由はあると思いますし、そのことはよくわかりますが、次々と平気で出てきているように思います。私達も承認をしていかなければなりませんから、そうなってくると私達がまた責められることにもなります。理由がわからないので、何を認めているのかとなるのです。その辺りのこともあるので、これからこのようなことは慎重にやっていただきたいと思っております。以前にも、他の委員からでも追加工事には気を付けるように言われていたはずですが、理由を聴くと致し方が無いところもあるとは思いますが、事前にしっかりやっておいていただかないと、数字が出てきたときにその都度説明しなければなりません。これからは事前にしっかりとやっておいて下さい。後から後から出されると、承認する私達の責任になります。出す方は出すだけですが、こちらは責任を持って承認していくのですから、事前にしっかりと協議をしておくようにして下さい。お願いしておきます。
- 上山委員長：今の話ですが、やはりこの予算を上げるに当たっては、最初に戻って考えますと、コンサルか何かを入れて積算をされているのですよね。多分コンサルを入れてやっているのでもっと地域の声を聴いていけば、最初からこのようなことは無かったのではないかと思います。その辺りについては地域の声を聴きながら、コンサルに任せるだけではない色々なやり方もあると思っておりますので、よろしく願いしておきます。

質疑終了 採 決 (可 決)

○上山委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審議等は、全て終了いたしました。

他にないでしょうか。

なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前12時10分 閉 会